

熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 知事部局における文書の作成から廃棄までを視野に入れた文書管理の今後のあり方について検討を行うため、熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、文書に関し学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 検討事項に関し専門的な意見を求める必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

4 専門委員は、当該専門的な意見を求める必要がある事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員及び専門委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部私学文書課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月19日から施行する。